

## 決 定 書

異議申出人 (略)

異議申出人から令和8年2月24日付けで提起された同月8日執行の大阪府知事選挙(以下「本件選挙」という。)の効力に関する異議の申出(以下「本件申出」という。)について、大阪府選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件申出を棄却する。

### 異議の申出の要旨

異議申出人は、本件選挙の効力を無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議の申出をしたものである。

その理由等及び口頭意見陳述の内容を要約すれば、次のとおりである。

- 1、当委員会による不適切な日程判断が「立候補の自由」と「有権者の知る権利」という民主主義の根幹を構造的に阻害したものである。特に、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)の激減や設置遅延といった物理的欠陥がなければ、候補者の周知度や有権者の投票行動(得票数を含む)が全く異なるものとなっていたことは明白である。
  - (1) 本件選挙は、吉村洋文大阪府知事(以下「府知事」という。)の辞職表明からわずか7日間という、社会通念上、現職以外の立候補予定者が準備を行うことが物理的に不可能な日程で強行された。異議申出人は告示前、当委員会に対し、日程設定が被選挙権の十全な行使を妨げる旨申し入れ、委員間での協議を求めた。しかしながら、当委員会委員長は、当該申し入れを他の委員に秘匿し、審議の場から事実上排除したまま、日程を決定した。その結果、異議申出人は実際に本件選挙の立候補に向けて複数の関係者と調整したが間に合わず、また本件選挙とダブル選挙となる大阪市長選挙に立候補するペアの候補者が揃わなかったことから、立候補を断念せざるを得なかった。この手続上の瑕疵は、特定の現職のみが準備期間を独占し、対抗馬の参入を実質的に封じる結果を招いたものであり、選挙の中立・公正を担保すべき選管としての裁量を著しく逸脱・濫用したものである。
  - (2) 大阪市内において、資材確保の不能等を理由にポスター掲示場が従来の約3分の1(約2千カ所から約7百カ所)に削減された。これは、候補者が政見を周知する憲法上の機会を物理的に剥奪するものである。

また豊中市等において、告示後も掲示板が設置されず、完了が告示の8日後までにずれ込む事態が生じた。これは、選挙運動期間において候補者間に極めて重大な格差を生じさせただけでなく、特定の地域の有権者に対し、候補者情報を遮断したまま投票期間を過ぎさせるという「有権者の知る権利」の侵害に該当する。
  - (3) 衆院選の影響等による入場整理券の郵送遅延や、それに伴う期日前投票所での極端な混雑が生じている中で、本件選挙を拙速に執行したことは、有権者の投票行動に更なる

障害を加え、自由な投票意思の行使を妨げた。

2、府知事は、将来の退職日を定めることなく辞意を表明したにすぎず、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第145条の要件を満たしていない。したがって、選挙事由が発生しておらず、本件選挙は前提を欠いたものである。本件選挙の告示日に立候補に伴い自動失職の扱いがされたとしても、前提となる瑕疵が治癒されるものではないため、本件選挙は無効である。

なお、異議申出人は、口頭意見陳述において、口頭意見陳述自体の公正性に対する疑義を主張するが、本件選挙に関するものではないことが明らかであり、審理の対象から除外した。

## 決 定 の 理 由

異議申出人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和27年12月4日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和29年9月24日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

### 1 選挙期日について

- (1) 異議申出人は、本件選挙の期日を定めた当委員会に裁量権の逸脱及び濫用がある旨主張する。
- (2) 公選法第34条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会は、地方公共団体の長の同法第114条の規定による選挙を、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行うこととされている。このとき、当該期間内において選挙の期日を定めることは、選挙管理委員会の自由裁量に属するとされている。
- (3) 本件選挙において、令和8年1月16日付で大阪府議会議長（以下「議長」という。）が府知事から退職届（以下「本件退職届」という。）を受けたこと、議長が同日付けで公選法第111条第1項第4号の規定による通知（以下「当該通知」という。）を発出したこと及び当委員会が同日付けで当該通知を受けたことは、当委員会に顕著な事実である。また、当委員会は、令和8年1月16日に、投票率の向上が見込めること、選挙執行に要する経費の抑制にもつながること及び投票所や開票所として使用する施設の利用も一回で済み地域住民に及ぼす支障が最小限となるというメリットと、準備期間が極めて短いことに伴う選挙執行上のデメリットとを総合的に勘案し、本件選挙の期日を「令和8年2月8日（日）」ただし、衆議院議員総選挙の期日が令和8年2月8日（日）となる場合」と定めることにより、本件選挙を第51回衆議院議員総選挙と同日に実施することを決定した。この手續に瑕疵はなく、選挙の規定に違反する点は認められない。なお、同月23日に衆議院が解散し、同日に第51回衆議院議員総選挙の期日が同年2月8日とされたことは、顕著な事実であ

る。

また、異議申出人は、自己の申入れを当委員会委員長が秘匿したために、当委員会においてこれが取り扱われずに本件選挙の期日を定めたことが違法である旨主張する。この点について、異議申出人提出の電話録音音声により、異議申出人が、令和8年1月16日当委員会事務局職員に、異議申出人が本件選挙に立候補することを検討していることや選挙期日が同年2月8日になると立候補できない可能性があることを申し入れたこと（以下「当該申入れ」という。）及び当該申入れを当委員会において取り扱うよう希望している旨表明したことが認められる。また、令和8年1月16日付け委員会議事録によれば、当委員会委員長を含む委員会出席者の当該申入れについての発言はないこと、当委員会において当該申入れを取り扱っていないことが認められる。しかし、本件選挙の期日を定めるに当たって、委員長を含む当委員会委員が自己の知り得た全ての事情を他の委員に共有すべき自治法上並びに公選法上の義務及び当委員会が当該申入れについて取り扱うべき公選法上の義務はない。また、これらの事情により、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めべき事実はなく、異議申出人においても、具体的な事実を主張していない。したがって、当該通知を受領した日から50日以内に本件選挙の期日を定めた以上、選挙の規定に違反する点は認められない。

加えて、異議申出人は、本件選挙の期日の告示が、府知事の辞職表明から7日後だったことにより、本件選挙の立候補に係る自己の準備が整わなかったこと及び本件選挙と同時執行した大阪市長選挙の立候補者を擁立できなかったことを不服として主張する。この点、当委員会が本件選挙の期日の告示を令和8年1月22日に行ったこと及び異議申出人が本件選挙に立候補しなかったことは、顕著な事実である。しかし、本件選挙の期日の告示日を含む日程決定につき、当委員会が特定の者の立候補準備の進捗に配慮すべき公選法上の義務はない。また、異議申出人の立候補準備の進捗に配慮しなかったことにより、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めべき事実はなく、異議申出人においても、具体的な事実を主張していない。したがって、当該通知を受領した日から50日以内に本件選挙の期日を定めた以上、選挙の規定に違反する点は認められない。

なお、異議申出人は本件選挙の期日により特定の現職のみが準備期間を独占し、対抗馬の参入が実質的に封じられた旨主張するが、令和8年1月22日に本件選挙に府知事を含む三名が立候補したことは顕著な事実であるから、異議申出人の主張は失当である。また、異議申出人の大阪市長選挙についての主張は、本件選挙と何ら関連しないため、採用できない。

(4) 以上のことから、異議申出人の主張には理由がない。

## 2 ポスター掲示場の激減や設置遅延といった物理的欠陥があったとの主張について

(1) 異議申出人は、大阪市内のポスター掲示場数が減少したことや豊中市等においてポスター掲示場の設置が遅延したことにより候補者の周知度や有権者の投票行動に影響が出た旨主張する。

(2) 公選法第144条の2の規定により、市町村の選挙管理委員会はポスター掲示場を公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）第111条第1項により算定した総数設けなければならないところ、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減らすことができる。

本件選挙において、令和8年1月19日に大阪市各区選挙管理委員会から当委員会に対しポスター掲示場の総数の減数について協議があり、同月21日に当委員会はやむを得ないものとしてこれらに同意した。当該手続が公選法及び施行令に基づくものであること

は、当委員会にとって顕著な事実である。したがって、当該手続に瑕疵はなく、大阪市各区選挙管理委員会が大阪市内のポスター掲示場数を減少させたことは、選挙の規定に違反するものではない。

- (3) また、公選法第 144 条の 2 第 5 項及び選挙関係事務執行規程（昭和 38 年 1 月 18 日大阪府選挙管理委員会規程第 2 号。）第 22 条第 1 項により、大阪府知事選挙においては、市町村の選挙管理委員会がポスター掲示場を設置すべきこと及び公職の候補者はポスター掲示場に当該選挙の期日の告示日以降に選挙運動用ポスターを掲示できることが定められているものの、市町村の選挙管理委員会がポスター掲示場の設置を完了すべき期日の定めはない。加えて、公選法第 129 条及び第 143 条第 3 項の規定により、公職の候補者等は、選挙期日の前日まで、ポスター掲示場にのみ選挙運動用ポスターを掲示できる。

本件選挙において、当委員会が調査した結果、大阪府内の各市区町村選挙管理委員会（以下「各市町村委員会」という。）は、遅くとも令和 8 年 2 月 5 日までにポスター掲示場の設置を完了させたことが認められる。なお、本件選挙において、候補者は同月 7 日まで選挙運動用ポスターをポスター掲示場に掲示できる。

各市町村委員会が、候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる期間内にポスター掲示場を設置し終えている以上、本件選挙における各市町村委員会のポスター掲示場の設置について、選挙の規定に違反する点は認められない。また、告示日時点でポスター掲示場が設置されていないために、選挙運動用ポスターを掲示できなかった区域があったことは、本件選挙に立候補した候補者の全てに等しく影響を及ぼす事柄であり、このことによって、選挙結果に影響を及ぼすような得票数の異動が生じたとは言えない。したがって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれは認められない。

- (4) 以上のことから、異議申出人の主張には理由がない。

### 3 投票所入場券の郵送遅延について

- (1) 異議申出人は、投票所入場券の郵送遅延や、それに伴う期日前投票所での極端な混雑が生じている中で、本件選挙を執行したことにより、有権者の自由な投票意思の行使が阻害された旨主張する。

- (2) 施行令第 31 条第 1 項において、各市町村委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされているところ、交付し終えるべき期日の定めはない。

また、投票所入場券は、これを事前に配付することによつて選挙人に選挙の日時と場所を周知せしめ、併せて投票当日投票所において選挙人を確認する一手段とすることを目的として作成されるに過ぎないものである（東京高等裁判所昭和 35 年 9 月 16 日判決）とされている。

- (3) 本件選挙において、当委員会が調査した結果、各市町村委員会が、遅くとも投票所入場券を令和 8 年 2 月 7 日までに郵送し終えたこと、ホームページ等により選挙人が投票所入場券を持参しない場合も投票用紙を交付することがある旨を周知したことが認められる。また、当委員会が、ホームページにより、同年 1 月 16 日に本件選挙の選挙期日を周知し、同月 23 日に大阪府内の期日前・不在者投票期間や期日前・不在者投票記載場所の一覧を周知したこと、同年 2 月 2 日より Google、Yahoo 及び Youtube において本件選挙の期日前・不在者投票期間や選挙期日を周知する画像を掲出したことは、当委員会に顕著な事実である。

各市町村委員会が投票所入場券を選挙期日までに郵送し終えている以上、本件選挙における各市町村委員会の投票所入場券の交付について、選挙の規定に違反する点は認められ

ない。

また、期日前投票が可能となった令和8年1月23日に投票所入場券が交付されていなかった選挙人がいたことは、本件選挙に立候補した候補者の全てに等しく影響を及ぼす事柄であり、当委員会が本件選挙の期日前・不在者投票期間を含む期日や期日前・不在者投票記載場所を周知したこと及び各市町村委員会が投票所入場券を持参しない場合も選挙人に投票用紙を交付することがある旨を周知したことを勘案すると、このことによって、選挙結果に影響を及ぼすような得票数の異動が生じたとは言えない。したがって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれは認められない。

この点につき、異議申出人は、投票所入場券の郵送遅延に伴い、期日前投票所において極端な混雑が生じたこと及び有権者の自由な投票意思の行使が阻害されたことを主張するが、具体的な事実の主張立証を行っていないため、採用できない。

(4) 以上のことから、異議申出人の主張には理由がない。

#### 4 自治法第145条について

(1) 異議申出人は、府知事の退職申出が自治法第145条の要件を満たしていない旨主張する。

(2) 公選法第114条の規定により、都道府県の選挙管理委員会は、地方公共団体の議会の議長から地方公共団体の長の退職の申立てがあったことにつき、同法第111条第1項第4号の規定による通知を受けた場合は、選挙の期日を告示し、選挙を行わせなければならない。

(3) 本件選挙において、令和8年1月16日付で議長が府知事から本件退職届を受けたこと、議長が同日付けで当該通知を発出したこと及び当委員会が同日付けで当該通知を受け、同月22日に選挙の期日を告示し、同年2月8日に本件選挙を執行したことは、当委員会に顕著な事実である。また、本件退職届及び当該通知には府知事の退職日に関する記載はなされていない。

当該通知には退職日を記載することは要件とされていないことからすると、当委員会が議長から当該通知を受け、本件選挙を執行したことに選挙の規定に違反する点は認められない。

また、異議申出人は本件退職届が自治法第145条の要件を満たしていない旨主張するが、自治法は地方公共団体の長の任期中の退職を原則として自由としており（最高裁判所第二小法廷昭和39年（行ツ）39号判決）、府知事の退職の意思表示を無効とするべき特段の事情もうかがわれないことからすると、当該通知の効力は生じているというべきであって、異議申出人の主張は失当である。

(4) 以上のことから、異議申出人の主張には理由がない。

以上のとおり、異議申出人の主張は、理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年6月10日

大阪府選挙管理委員会  
委員長 新田谷 修司

公選法第 203 条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。